

第6期 第3回「中央区自立支援協議会」議事要旨

1 日時：平成31年2月19日（火） 午後6時30分から午後8時00分

2 会場：中央区役所 8階大会議室

3 議事

(1) 障害者福祉に関わる中央区の現状【資料1】

(2) 各部会からの報告【口頭報告】

(3) その他

4 出席者

委員 17名

是枝会長、齋藤(英二)副会長、上田委員、橋本委員、草川委員、相澤委員、室田委員、廣澤委員、平賀委員、中村委員、佐藤委員、小林委員、丸物委員、齋藤(裕文)委員、黒川委員、中橋委員、長嶋委員

事務局 8名

遠藤障害者福祉課長、北澤福祉センター所長(子ども発達支援センター所長兼務)、平川障害者福祉係長、川原障害者給付指導係長、山崎相談支援係長、水村福祉センター管理係長、佐藤福祉センター支援係長、小林子ども発達支援センター発達支援係長、吉野主事

傍聴人 なし

5 要旨

○是枝会長あいさつ

- ・第6期3回目の自立支援協議会ということで、まとめ的な内容になるかと思うが、この自立支援協議会はこの先も続いていくものなので、中央区の障害福祉施策を良いものにしていくために忌憚のない意見や感想を述べていただきたい。

○黒川保健福祉部長あいさつ

- ・今年度締め協議会ということで、各部会の報告をメインの議題としてこの一年間を振り返り、今後の検討テーマについてもお互いに共有する場になる。
- ・区としてこの一年間、昨年4月からスタートした第5期の障害福祉計画、また第1期の障害児福祉計画に基づき各種施策の充実を図ってきた。
- ・ハードの面では昨年4月にオープンした子ども発達支援センターゆりのき、また福祉センターの方でも施設の改修等を行い通所事業の充実を図ってきた。

- ・医療的ケア児を含む心身障害児を対象とした放課後等デイサービスについても民間事業所を誘致し、この4月にオープンできそうな目途が立った。
- ・ソフト的なサービスの面では、移動支援の対象範囲の拡大や、新年度からの実施となるが、心身障害者福祉手当の対象を精神1級の方への拡大し充実を図った。
- ・一方、本区の人口が増加を続ける中、障害者の数も着実に増えている状況であり、都心の特性を持ちながらこういった形で円滑に支援サービスを行うかが引き続きの課題になる。
- ・区としていろいろ課題はあるが、皆様のお知恵をいただきながらひとつひとつ課題を乗り越え、誰もが個性豊かに輝き共に暮らせるまちの実現を目指してまいります。皆様方の引き続きのご協力、また忌憚の無いご意見お知恵等を拝借いたしたく、今後ともよろしくお願いいたします。

(1) 障害者福祉に関わる中央区の現状【資料1】

○遠藤課長より報告

- ・この一年間の障害者の数の変化や中央区の取り組み、法制度がどのように変わってきたかというところを報告させていただく。
- ・【1 ページ (1) 障害者 (児) の現状】中央区の人口は昨年4月1日現在159,075人で、昨年5月に16万人を突破し2月1日現在162,876人となっている。昨年4月1日の時点で平成25年と比較すると29,435人、1.23倍の増加という状況である。
- ・【(2) 障害者手帳所持者の状況】3つの手帳の所持者を合わせると昨年の4月1日現在で4,181人。平成25年と比較し759人、1.22倍となっており、ほぼ人口の増と比例した増加人数になる。内訳は身体障害者手帳所持者が71.4%、愛の手帳所持者が10.9%、精神障害者保健福祉手帳所持者が17.7%。特に精神障害者保健福祉手帳所持者が19.2%の構成率になっており、顕著に増加している。
- ・【1枚目裏面 (3) 身体障害者手帳交付者の状況】昨年4月1日現在2,984名で、25年と比較すると349人増の1.13倍で、等級別に見ると1級が一番多く1,089人となっている。
- ・【(4) 愛の手帳 (知的障害者) 交付者の状況】昨年4月1日現在で458人。25年時点と比較すると84人増の1.22倍となっている。4度が一番多い204人、3度が124人となっており、構成は変わらない状況で増えている。1度の方は増えておらず24名で、29、30、31年とも25人という数字である。
- ・【2枚目 (5) 精神障害者保健福祉手帳交付者の状況】昨年4月1日で739名で、25年時点と比較すると326人増、1.79倍と急増をしている状況である。1級と3級の方が増えているが、3級の方が増えている状況については働いている方で手帳所持者が増えてきているということで捉えている。
- ・【(6) こどもの発達相談の件数・実人数の推移】「福祉センターの」と記載して

いるが、現在は子ども発達支援センターに相談窓口が移った。平成 29 年度は 6,753 件で、平成 24 年度と比較すると 1.47 倍、2,170 件とかなり増えている。実人数は 370 人で相談件数、実人数とも増えている。

・【2 枚目裏面、平成 30 年度の中央区主な取組】について

(1) 子ども発達支援センターゆりのき

昨年の 4 月に開設した。「育ちに支援を必要とする子どもの地域の療育の拠点」として子どもの発達相談、また障害児相談支援（計画相談）、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育園巡回相談等、保育所等訪問支援を行っている。保育所等訪問支援は保育園だけではなく幼稚園、小学校も対象として訪問をしている。区独自の取り組みとして大変特徴的なのが、「そだちのサポートシステム」の推進であり、ゆりのきで行っている。

・(2) 福祉センター事業の充実

昨年の 10 月にゆりのきの改修と合わせ福祉センターの部分の改修も行った。福祉センターの成人室を法定事業の生活介護事業として充実を図り新たに開所した。

・(3) 重度心身障害児に対応した放課後等デイサービス事業所の誘致

対象は重度の身体と知的障害がある重症心身障害児。また、気管切開をし人工呼吸器や胃ろう・腸ろう等経管栄養を行っている子ども達を対象とした放課後等デイサービス事業所の誘致として NPO 法人かぶあを昨年の 7 月に選定し、区の複合施設十思スクエア内に開設をする運びとなった。本年 4 月の開設を目指して現在改修工事等を行っている

・(4) 医療・保健・福祉等関係機関の連携

障害者施策だけでは支援が難しいケースが増えており、関係機関の連携した取組が重要となっている。一つが精神障害者にも対応した「地域包括ケアシステム」の構築に向けた協議の場の設置で、計画の目標として挙げ、「地域移行・地域定着部会」をその位置づけとしている。

・また、医療的ケア児の支援のため協議の場として、自立支援協議会に新たに「医療的ケア児等支援連携部会」を設置した。

・子ども発達支援センターゆりのきの「育ちのサポートシステム」を推進し、様々な関係機関、保健所、福祉、学校等も含め、育ちのサポートカルテを共用し、切れ目のない一貫した支援をライフステージに応じて行っていく。今年度からは本格実施となった。

・【3 法制度の動き】について

(1)平成 30 年度 障害福祉サービス等報酬改定

昨年 4 月に障害福祉のサービスの報酬等が改定され、プラス 0.47%となっている。

①障害者の重度化あるいは高齢化を踏まえた地域生活の支援に向けた改定、②医療的ケア児への対応等の様々な加算、③精神障害者の地域移行として、長期入院から戻った時の就労を含め様々な支援に、加算される新たな制度が導入され充実している。

・(2)障害者雇用促進法の改正

昨年度 4 月に障害者の法定雇用率が改定された。民間企業は 2%から 2.2%、官公庁、特殊法人は 2.3%から 2.5%、教育委員会は 2.2%から 2.4%と法定雇用率があがっている。また、精神障害者も新たに法定雇用率の算定の基礎に加えられた。

・(3)東京都障害者への理解・促進及び差別解消の推進に関する条例

東京都の差別解消条例は昨年 10 月に施行された。民間事業者、区役所等行政機関において障害を理由とした不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供の 2 つのことが求められている。法では行政機関については差別の禁止、合理的配慮については義務となっているが、民間事業者については、不当な差別的取扱いは禁止だが、合理的配慮の提供については努力義務とされている。今回の東京都の条例では、民間事業者についても合理的配慮の提供が、行政機関と同じように義務とされた。併せて、紛争解決の仕組みの整備として広域支援相談員の設置をしている。また、解決に至らないときに第三者機関である調整委員会による斡旋、従わない場合には勧告、悪質なものは公表する新たな仕組みをつくった。広域支援相談員の設置については、「差別を受けた」、「合理的配慮の提供が無かった」という障害者の相談とともに、民間事業者からどのように解決したらいいのかという相談も合わせて受ける仕組みとなっている。

・(4)東京都心身障害者医療費助成制度（マル障）の改正

今年の 1 月に改正された。医療保険適用の入院・外来の一割負担、非課税の方は負担なしという制度だが、対象者に精神障害者保健福祉手帳一級の方も追加となった。また、中央区の心身障害者福祉手当についても、この 4 月から精神障害者保健福祉手帳 1 級の方を追加する予定である。

・【3 枚目 中央区障害福祉施設の分布】中央区内の障害者を支援する施設・事業所

を地域ごとに配置した分布図である。22 番以降は 30 年 1 月以降に新たに設立をされたものである。こここのところ放課後等デイサービスが増えている。今までは子ども発達支援センターだけだったが、民間も 6 箇所増え、現在 7 箇所になっている。未就学の方の児童発達支援を行う事業所も 4 箇所増え、福祉センターを含めると 5 箇所になる。少しずつではあるが、障害児を支援する施設の整備が進んできている。

【質疑・意見等】

(委員) 手帳の所持者の年齢分布は分かるか。子供は 5 年経つとどんどん変わるので、5 年先を見るには年齢分布があると分かりやすい。

⇒ (遠藤課長) 年代別で把握しているが、今、手元にある資料では 18 歳未満か以上かである。平成 29 年度は、身体 18 歳未満の方が 73 人、18 歳以上が 2,793 名。愛の手帳は 18 歳未満 120 人、18 歳以上が 307 人。精神保健福祉手帳については、18 歳未満が非常に少なく 10 人、18 歳以上が 634 人。傾向として、身体障害者手帳所持者は 65 歳以上が約 6 割、知的障害の方は平均すると 30 歳代より若い世代が 6 割強。精神の方は 50 代、40 代という働き盛りの方が増えて

いる。

(委員) 第三者機関の設置のことを詳しく教えてほしい。

⇒ (遠藤課長) 新たに合理的配慮が義務化となったということもあり、こうした仕組みをつくり悪質なものは知事に対し、勧告を行うと聞いている。東京都に問い合わせたが、斡旋ごとに設置するもので、そこまで悪質な事例は、まだないとのことである。

(委員) 3枚目の障害福祉施設の分布について、当事者や保護者の方にとって、どこにどういう相談機関があって、どういう風に動けば良いかがとても参考になると思うが、ホームページの掲載等、今後そういう方向性は検討しているか。

⇒ (遠藤課長) 現在ホームページには分布図は載せていないが、もう少し詳しい内容も含めて今後情報提供ができるよう考えていきたい。また、ホームページは当然ながら、各相談の事業所や施設の窓口もあるので、そうしたところでも提供できるように考えていきたい。

(委員) 連絡先があると当事者の方にとっては利用しやすくなるかと思う。検討してほしい。

(委員) 基幹相談支援センターがこの一覧に載っていないがどうなのか。何かあればここへ電話すれば良いという、相談の最初の窓口なので、ぜひ広報していただきたい。

⇒ (遠藤課長) 相談事業の中核として、載せていきたい。

(2) 各部会からの報告【口頭報告】

○障害者(児)サービス部会より(小林部会長より報告)

- ・地域の相談支援事業所が困っていることについてこの部会で話し合おうと大きなテーマを掲げてスタートした。
- ・【3 ページ(2)地域生活支援拠点等整備】障害者の重度化、高齢化や親亡き後の対応についてが、地域生活支援拠点整備の主なテーマであるため、困りごとが共通する部分が多く、そういうものをしっかり勉強する部会にしていこうということで、第1回目は終了した
- ・第2回の部会はいろいろと事例を検討するにあたり、部会自身もっと情報の引き出しを増やしていきたいと思い、地域生活支援拠点等の好事例集を抜粋し勉強した。
- ・【資料 7 ページ】東京の八王子市の事例は、施設の訓練ではなく、福祉の職員が自宅に行き生活訓練をするという事例である。主任地域生活支援員という、それぞれ地域の中で得意分野を生かした位置づけの職員を作っていく取組が見られた。
- ・神奈川県厚木市の事例は夜間・休日の緊急対応を想定した対応プランである。今の相談支援のプラスαとして緊急時の支援対策をとるという内容である。
- ・【4 ページ】第3回の部会にて中央区の強みについて話をし、サービス等利用計

- 画を 100%作成していることで、必ず相談支援が入り、障害のある方への個々の対応が細やかに行われていることが強みではないかと確認した。委員の中で相談支援をやっている者が多くおり、基幹相談支援センターを中心とした相談支援やサービス事業所のネットワークが重要になるということで、この強みを日頃の仕事でも活かしていきたいということを確認した。
- ・地域の事例を取り上げた。一つ目はポケット中央から「本人が母親で、家族を含むサービスを必要とする精神障害のある方について」という事例。既存のサービスだと、なかなかニーズに対応出来ないことを改めて痛感したが、「相談支援員が背景になる家族の支援をもっと引き出していいのではないか」という意見や、「地域の人との繋がりをもっと活用した支援や関係づくりが大切ではないか」という意見があった。
 - ・【5 ページ】二つ目の事例。障害者就労支援センターの方から「引きこもりの居場所をどうしていくか」という内容。障害者雇用の実態や、就労支援センターの支援内容、働くことの必要性を感じない方が多いこと等話をする中、社会福祉協議会から出されている区のサロンマップが配布された。その中のニコニコカレー食堂に、事例の方が食べに行くことで社会参加するきっかけが作れ、さらにスタッフとしてボランティアを始めたという話が出た。障害者をメインにしたサロンはまだ少ないが、いろいろなサロンに障害のある方も参加できるのではないかと改めて感じられた事例だった。就職したが、離職してしまう方も多く、就職するための意識教育も必要ではないかということも議論された。
 - ・31 年度は、引き続き、「地域で安心して生活するために」をテーマに事例検討を重ねていきたい。部会としても知識を広めるため、実際に地域生活拠点のサービスを展開している事業所の見学や、運営している方に来ていただき生の声を聞くということも企画していきたい。最終的には中央区における障害者の地域生活支援のための検討を 31 年度も展開していければと考えている。

○地域移行・地域定着部会より（齋藤部会長より報告）

- ・3 回の部会は、いずれも大きな課題は地域生活支援拠点についての検討で、中央区では面的整備型で進めていくという話だった。また今年度から精神障害にも対応した地域包括ケアシステムをどう構築していくかについて検討を行った。
- ・第 1 回では現状について、【51 ページ】にイメージ図を記載した。中央区における地域生活支援拠点は、今ある既存の機関がネットワークをつくりそれぞれの役割を果たし連携をしていくというイメージである。この面的整備が行われたあと、さらに多機能拠点整備型も検討していく予定である。面的整備型は基幹相談支援センターが中心になり各関係機関、事業所、虐待相談の専用電話で 24 時間 365 日開いている区役所、緊急時の受け入れ対応をするレインボーハウスがネットワークをつくり、グループホームなどで体験の場、体験の機会を提供するというようなイメージである。

- ・【資料 4、5】精神障害に対応した地域ケアシステムについて。【資料 5】精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育等が包括的に確保されたプランのイメージ図である。理念は平成 29 年度の 2 月に厚労省が決めた。これを地域で実際にどう進めていくかについていろいろな意見が出された。
- ・【4 ページ】なぜ地域包括ケアが必要かということに記載。精神疾患における入院患者が 28 万人も日本全国にいて、在院期間が 1 年以上が 17 万人、5 年以上が 9 万人であり、この人たちに適切な地域のサービスが提供できるようになれば、半分以上の人が退院できるようになるといわれている。中央区では 73 人が障害者支援施設に入所している。区内に精神科の入院施設が無く、地元から退院する方が必ず他区や他の地域、北は北海道から西は神戸までの入所施設に入り、区内の施設に入っている方もそれほど多いわけではないからどうやって地域を巻き込んで支援していくのが難しい課題として挙げられている。
- ・第 2 回は地域生活支援拠点を実際にどうやって行くかという報告。面的整備を進めるためにもいろいろな機関に声掛けし手を挙げてもらうという話があった。地域包括ケアシステムについては【資料 5】のイメージに沿ってどのように進めていくかの議論がなされた。地域の特性としては【5 ページ】に記載したが、障害も多様化し発達障害等いろいろな需要が増え、情報交換をどのようにしていくかが課題になっている。また地域に移ろうとアパートを借りるとき、親御さんがいなかったり高齢化で保証人になれず、どうやって地域に住んでもらうかという問題がある。高齢者福祉課では高齢者向け賃貸住宅の相談をしており、障害者福祉課でも同様のサービスが出来ないかという話をしているという報告があった。
- ・第 3 回は、入所している 73 人に対し障害者福祉課が障害支援区分認定調査のため 3 年に一度北海道から神戸まで実際に行き調査し、地域に戻る意向の確認をしているという話があった。また、部会委員より同じ業種の連携体制は整いつつあるが、今後他の業種との垣根を超えた連携について自立支援協議会で話し合っほしいという意見があった。もう一つは精神障害で障害区分が 1、2 と軽い方はホームヘルプサービスを受けると地域生活が可能になるが、サービス事業所を探してもなかなか見つからないという課題があり、区民の中からサポートできる人を増やす方法について是非話し合っただきたいという意見があった。

【質疑・意見等】

(委員) 最後の議題の 2 つは、部会からの提案となるが、次年度事務局も含め情報を出し意見交換できるような形が良いと思うが、自立支援協議会として承認してよいか。

⇒ (委員) 異議なし。

(委員) 区外入所施設 43 名について、これは病院以外で 43 名の方が区外の施設を利用しているということか。

⇒ (遠藤課長) レインボーハウス明石の 30 名を除くと 43 名の方が区外の施設に入所しているということである。長期入院の方はなかなか人数の把握が難しいが、厚生労働省関連のホームページで公表しており、実際に入院中の方は約 60 名弱となっている。

(委員) 他の都道府県の施設に措置をするということ事についてお金の動きはあるのか。

⇒ (遠藤委員) 受給者証を中央区で発行しており、国が 2 分の 1、都が 4 分の 1、区が 4 分の 1 の費用負担となっている。

○就労支援部会より (丸物部会長より報告)

- ・就労を通じて障害のある方の自立と社会参加を促進する内容を検討する部会で「障害者就労の推進について」をテーマとして活動した。
- ・第 1 回は平成 29 年度の就労支援実績の報告を受けた。続いて中央区の基本理念や主な取組、就労支援体制などについて情報共有した。その後、地域生活支援拠点の整備について、中央区の状況報告、就労支援事業所やハローワークとの連携について説明を聞き意見交換を行った。
- ・第 2 回目は当事者向けのセミナー「まるごと体験フェスタ 2018」について打ち合わせ、開催方法、当日の流れ、委員の役割分担をすり合わせた。参加者が会場内のいろいろな催しに参加できるように講演の合間に休憩時間を入れることや、催しの案内をアナウンスで行う等、来られた方が一つでも多くのものに参加できるように工夫をした。また、障害者優先調達推進法についての議論を行った。
【別紙 4-1 の表】の右の一番下に記載しているが、平成 28 年度の合計値は 4,100 万だったが、平成 29 年度は 5,100 万と約 1,000 万円増えた。増えた原因は防災用品の買い替えの需要による。年度ごとの差を小さくするにはどうしたら良いのかということで、物品購入時、障害者施設からまず調達すること、2 つ目は分離分割発注を行うこと、3 つ目は履行期間、発注量を考慮し出来るだけ広く障害者施設に発注することなどについて意見交換した。
- ・第 3 回は、「まるごと体験フェスタ 2018」を開催した。開催場所は中央区役所の 8 階の大会議室。内容は、働いている障害者の方々の講演、働くことや福祉サービスの悩み事などの相談、区内の就労支援事業所の紹介と作業体験である。参加者は一般参加の 66 名を含め 120 名が参加し大いに盛り上がった。「全体に分かりやすかった」「実際に就労されている方々の生の声を聞いたので良かった」「施設で具体的に何をやっているのかが良く分かった」という参加者からの感想で、「企業側の取組なり就労についての講演が無かった」という意見もあった。
- ・第 4 回は、働く障害者の激励を兼ねたアラジンドットコム準備会について、概要や当日の流れ、役割分担を検討した。7 回目ということで、去年までの反

省をどのように生かして行けば良いのかを考えながら準備した

- ・第5回は、1月19日にアラジンドットコムをレインボーハウス明石で開催した。バイキング方式の昼食会、例年参加者が楽しみにしている企画として、永年勤続表彰、ビンゴ大会を行った。参加者は障害者23名を含めて37名の参加であった。
- ・第6回は、アラジンドットコムの反省会と30年度のまとめを行った。アラジンドットコムをさらに素晴らしい催しにするためにはどうしたら良いかについて全員が意見を出した。主な意見として「そろそろ新しい企画を考える時期になっているのではないか」、「10年以上の勤続表彰は見直してはどうか」また、今後身体や精神の人も参加していただくためにもう少し広い会場が必要」という意見もあった。最後に来年度の新しい企画に向けて実行委員の選出を行った。

○医療的ケア児等支援連携部会より（草川部会長より報告）

- ・今年度は年2回の開催であった。
- ・【3 ページ (2)】医療的ケア児について、「医療的ケアが日常的に必要な障害児で、独歩が可能な子どもから寝たきりの重症心身障害児までが対象」と記載した。独歩が可能な医療的ケア児が普通の保育園や幼稚園に進むということも増えている。また、気管切開をしたお子さんが普通の保育園に通うという話も出てきており、同じ保育、教育を受けられることも含めて検討を行う委員構成になっている。
- ・第1回目は医療的ケア児という言葉自体がまだ理解されていない状況でもあり、現状の把握についての内容となった。人数の把握等について、昨年、子ども発達支援センターがオープンし集約されてきているが、いろいろな所で集めているデータが多少ずれているという話や、いろいろな施設で、まだ医療的ケア児が通っている状況にないという話があった。そこで区内に医療的ケア児がどれくらい存在し、どこでどういった生活を送っているのか等をより把握しようということになった。
- ・第2回は1月に開催された。区内の医療的ケア児はこの半年で3名増加しており、医療が進み、入院期間が短くなり在宅医療が導入される率が上がってきたこと、さらに中央区には聖路加病院等施設が整っているため、引っ越してくる方がいることなどで医療的ケア児が増えている現状について報告された。
- ・意見交換の中で、幼稚園や小学校ではバリアフリー設備についてまだ難しいところがあるが、区として将来的にこういったお子さんが増えてきた場合にある程度集約するところが必要なのではないかという意見が出た。また、小児科を開業している先生方から、例えば気管切開されている方が突然医院に来られてもケアが難しく不慣れなこともあり、今後看護師も含め対応を考えて行かなくてはいけないという意見が出た。
- ・また、半年間で具体的に区として進めている内容の報告があった。1つが東京都

の医療的ケア児コーディネーター養成研修に事務局から一名参加し、コーディネーターの資格を取得したこと、2 つ目は重症心身障害児に対応した放課後等デイサービスの事業所の開設について、事業所は4月にオープンする予定の報告であった。

- ・医療的ケア児は感染症が起こる等急変があるため、子ども発達支援センターでも安全確保に向けて、療育センターのドクターの派遣による指導を受けることが決まっている。今後、聖路加病院と、いざという時に対応できるよう連携が必要で、そのために医療的ケア児のプロフィールをお互いが共有できるような方向に持っていかなくてはいけないことを確認した。
- ・今後は、区内医療的ケア児について、コーディネーターがいる子ども発達支援センターを中心に把握していく方向性となった。そして、31年度はいろいろな事例を出すことで、イメージを共有し、そのお子さんが幼稚園、小学校に上がった場合にどうしたら良いのかという検討を行っていききたい。

(3) その他

○遠藤課長より報告

- ・就労支援部会の区民公募の委員が、区外に転居するため辞退届が出ている。後任の委員は、今年度の公募され選出されなかった他2名の方から選定をするということで、まずお声掛けをし、委員の候補の方が見つからない場合にはあらためて公募したいと考えている。これについてこの場でご承認をいただきたい。
- ⇒ (委員) 異議なし。
- ・今後の開催の予定について。来年度は4回の開催を予定している。第1回目は6月を予定しており、日程が決まり次第、皆様にお知らせする。
 - ・31年度からは次期の第6期障害福祉計画、第2期の障害児福祉計画の改定に向けて、来年度はそれに伴う実態調査というのをやっていきたいと考えており、皆様からご意見をいただきながら進めていきたい

○基幹相談支援センターより連絡

- ・3月8日(金)17:30より福祉センター5階の視聴覚ホールで開催する「権利擁護講演会」についての案内を行った。

以上